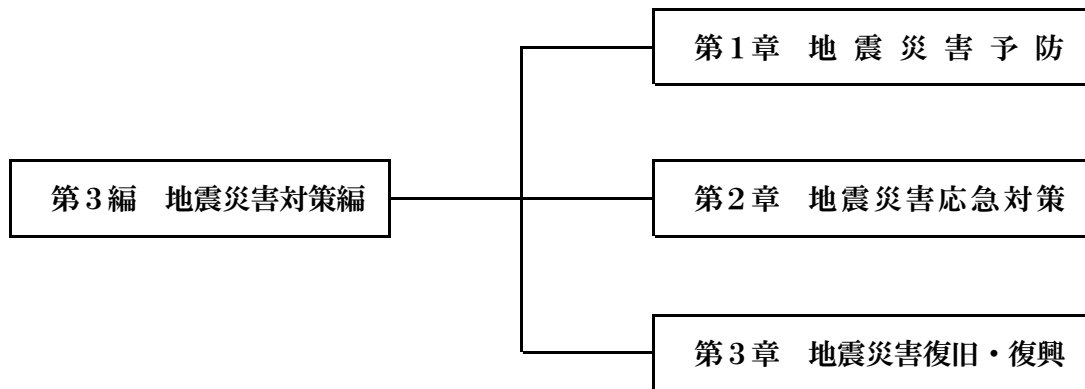


第3編 地震災害対策編



第1章 地震災害予防

地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業の推進により被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、地震災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

地震時においては、土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒体制の整備等については、第2編第1章第1節「土砂災害の防止対策」に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後町は新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

町は、将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

4 農地災害の防止対策

地震時の農地等の災害は、斜面崩壊、周辺河川の決壊等による二次災害として現れる。町は、今後地震に伴う土砂崩壊・湛水から農地、農業用施設等を防護するため、地震対策上不可欠な農道、農業集落道及び農村公園緑地、農業用排水施設等について、緊急的な利用も考慮した下記の農業用施設の整備を計画的に推進し、「地震災害に強い農業農村」の形成を図る。

- (1) 避難地を考慮した農村公園の整備
- (2) 避難路、消防活動及び緊急輸送のための農道の整備
- (3) 消防及び給水を考慮した農業用排水施設その他の水利施設の整備
- (4) 地震発生時に必要な情報を伝達する機能を有する施設・設備の整備

第2節 防災構造化の推進

町は、土地区画整理事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、擁壁・ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

具体的な防災構造化の推進事業については、第2編第1章第3節「防災構造化の推進」に準ずる。

第3節 建築物災害の防止対策の推進 (耐震診断・耐震改修の促進等)

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

町の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数

化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し次の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口の開設や、講習会等を実施することにより耐震診断の必要性を啓発する。

災害時にエレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせ、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、年間を通じてパトロールを行うなど、建築物の防災対策及び安全確保に対して積極的な指導を推進する。

第4節 施設等の災害防止対策の推進

水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、町は、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き以下の対策により地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検及び補修の推進
- (3) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進
- (4) 広域的なバックアップ体制の推進
- (5) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

第2 その他のライフライン施設の災害防止

町は、電気・ガス・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して災害防止対策の推進に努める。

第3 道路・橋梁の災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災・耐震対策等に努める。

- (1) 所管道路の防災補修工事
道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。
- (2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事
所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁の架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、前記による防災・耐震対策を推進する。

3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるように、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災対策特別措置法に基づく次に掲げる施設等のうち、地震防災対策上特に緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に推進していく。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 第7号から第9号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 海岸保全施設又は河川管理施設
- 12 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 13 地域防災拠点施設
- 14 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 15 井戸、貯水槽・水泳プール・自家発電設備その他の施設又は設備
- 16 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 17 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第6節 地震防災研究の推進

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物、構造物、港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ・防災マップ等の作成に努める。

迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

地震災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような震災応急活動体制への事前の備えについて定める。

第7節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災体制の実施による地域の防災力向上を図る。

具体的な防災組織の整備状況については、第2編第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

第8節 通信・広報体制（機器等）の整備

大地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な通信・広報体制（機器等）の整備状況については、第2編第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第9節 消防体制の整備

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な消防体制の整備状況に関しては、第2編第1章第9節「消防体制の整備」に準ずる。

第10節 避難体制の整備

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

具体的な避難体制の整備については、第2編第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。

第11節 救急・救助体制の整備

地震時には、建物倒壊、火災、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

地震時には、斜面崩壊や多数の建物被害が発生し、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救急・救助体制の整備に努める。

(1) 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

ア 消防組合及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について十分に検討しておく。

また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、災害医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 震災時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

2 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」（資料4-2参照）に基づき、事前に関係機関と孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

3 住民の救急・救助への協力

地震災害時には、広域的又は局所的に救急・救助事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、住民は日頃から町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第 12 節 交通確保体制の整備

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 12 節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第 13 節 輸送体制の整備

地震災害時には、被害者の避難並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員、及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 13 節「輸送体制の整備」に準ずる。

第 14 節 医療体制の整備

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

以下、整備方針については、第 2 編第 1 章第 14 節「医療体制の整備」に準ずる。

第 15 節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

町は、その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

具体的な整備計画については、第 2 編第 1 章第 15 節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

住民の防災活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災関係職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図ることが必要である。

第 16 節 防災知識の普及・啓発

地震災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、町は災害予防又は災害応急対策について、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

具体的な知識の普及、啓発活動については、第 2 編第 1 章第 16 節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。ただし、地震の場合、家庭における防災対策に関する知識の普及にあたっては、緊急地震速報や地震情報等の知識、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

第 17 節 防災訓練の効果的実施

地震災害に対して各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、第 2 編第 1 章第 17 節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

なお、訓練にあたっては、次の事項の普及に努める。

避難の際の留意点

- (1) 強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、直ちに近くの高台に避難する。
- (2) 自分の住んでいる地区の指定緊急避難場所、避難経路を日頃から確認しておく。
- (3) 防波堤や護岸が津波の高さより高くても、そこに止まることは非常に危険である。
- (4) 車での避難は、渋滞に巻き込まれることがあり危険である。
- (5) 港湾付近は、津波により流失した船舶が襲ってくる危険があるため、なるべく港湾から離れた高台、あるいはコンクリートビルの一番高い階へ避難する。

第 18 節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害・事故等に備える。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第 2 編第 1 章第 18 節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については次のとおりとする。

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする。
- (3) 火が出たら、まず消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (6) 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (8) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (11) 自動車、電話の利用を自粛する。

第 19 節 防災ボランティアの育成強化

地震災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 19 節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第 20 節 企業防災の推進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備・防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、町及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員にいたる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第 21 節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 21 節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第2章 地震災害応急対策

活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

1 災害対策本部

町災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

配備体制	配備基準	活動内容
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none">震度4の地震が発生したとき。南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときその他町長が特に必要と認めたとき。	小規模地震や津波等への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none">震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。震度5弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのあるとき。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。その他町長が必要と認めたとき。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none">震度6弱以上の地震が発生したとき。震度6弱未満でも重大な災害が発生し若しくはそのおそれのあるとき。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ町の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。

第2節 情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関において情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は、各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。具体的な体制については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町、県は災害救助法を運用する。

具体的な内容については、第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4節 広域応援体制

大地震が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

町及び消防における相互応援協力については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣要請

大地震が発生した場合、被害が拡大し町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣が、効率的かつ迅速に行われるよう受入体制を整える。

具体的な要請方法、受入体制については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

以下、具体的な内容については、第2編第2章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第8節 地震情報・津波予報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による津波予報、地震・津波に関する情報の発表

1 地震及び津波に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による町の防災無線等を通じて住民に伝達する。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

なお、震度6弱以上を予測した震度速報は特別警報に位置づける。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。

表 地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を『発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件を以下の表に示す。

表 南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び情報発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。
※ 次の 4 つのキーワードが付記され発表される。	・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

第 2 地震情報等の受信・伝達

1 地震情報等の受信・伝達

(1) 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムから送信される以下の情報の内容について留意する。

- ア 地震情報等の発表状況
- イ 市町村別の震度分布・震源情報
- ウ 津波の有無、潮位・波高等の情報

(2) 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、各市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達システムを活用して住民及び関係機関へ伝達する。

第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

具体的な内容については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用するが、被害概況の報告に関しては、以下の内容に従う。

(1) 町から国・県への報告

町は、震度4以上を把握した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目標に行う。

ア 第1報（参集途上の被害状況・庁舎周辺の被害状況）

（ア）勤務時間外（本部総務班員の登庁直後）

（イ）勤務時間内（地震発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）及び方法を用いる。

第10節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 沿岸部の住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

町は、津波が来襲するおそれがある場合、事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

(2) 地震発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の指定避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災 Web、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、告知放送から情報を入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

2 広報手段

広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web）、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、ワンセグ放送、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。

また、「高齢者等避難、避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第2「1 放送機関に対する災害情報の提供」に示す放送機関への情報の提供を行い、住民への周知に努める。

第2 報道機関等に対する放送の発表・要請

1 放送機関に対する災害情報の提供

「高齢者等避難、避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

2 放送機関に対する放送の要請

町は、県に対して町が利用できる通信機能が麻痺した場合に、災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

3 報道機関に対する発表

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として町長室とする。

イ 発表担当者は、原則として町長とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の整合性を保つ。

(2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 津波襲来情報〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所・、被害状況等）〔発表〕

オ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）・ 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・ 安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。

・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。（梱包を解かなくて済む。）

コ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕

サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表〕

ス 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表〕

セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害・復旧状況）〔発表・要請〕

第3 その他の関係機関等への広報の要請

ライフライン関係機関、その他の防災関係機関等への広報の要請については、第2編第2章第10節「広報」に準ずる。

第 11 節 河川災害・土砂災害等の応急対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、河川災害・土砂災害応急対策を実施する。

第 1 地震時の河川災害の防止対策

1 地震による河川施設の被害状況等の把握

町は、河川管理者等と協力し、河川施設等の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

2 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ二次災害を防止する。

(2) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第 2 地震時の土砂災害の防止対策

1 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流・地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、町は県と協力し、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

(3) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第 12 節 消防活動

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、町・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら消防活動を行う必要がある。

このため、町は、現有の消防力（装備、車両、水利等）の総力を挙げ、消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第 13 節 避難の指示、誘導

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる必要が生じる。

- (1) 町長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害時における住民の避難指示等避難措置を実施するものとし、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事の実施を待つことができないときの指定避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小・中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

- (2) 町長の避難指示権等は次のとおりである。

ア 避難の指示 全災害に 町長（災害対策基本法第 60 条）

イ 指定避難所開設及び収容 知事又は町長

具体的な避難活動については、第 2 編第 2 章第 13 節「避難の指示、誘導」に準ずる。

第 14 節 救急・救助

地震災害時には、多数の要救出現場や要救出者、重傷者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は迅速かつ確な救急・救助活動を実施する。

具体的な救急・救助活動については、第 2 編第 2 章第 14 節「救急・救助」に準ずる。

第 15 節 交通の確保及び規制

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第 2 編第 2 章第 15 節「交通の確保及び規制」に準ずる。

第 16 節 緊急輸送

地震災害時には、避難並びに救出・救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実にを行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度・重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な緊急輸送活動内容については、第 2 編第 2 章第 16 節「緊急輸送」に準ずる。

第 17 節 緊急医療

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な緊急医療活動の内容については、第 2 編第 2 章第 17 節「緊急医療」に準ずる。

第 18 節 要配慮者への緊急支援

地震災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動内容については、第 2 編第 2 章第 18 節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、指定避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

第 19 節 指定避難所の運営

地震災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、指定避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに適切な管理運営を実施する。具体的な運営内容等については、第 2 編第 2 章第 19 節「指定避難所の運営」に準ずる。

第 20 節 食糧の供給

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部ではその状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食糧を調達し被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に対し、相互に協力するよう努める。

具体的な活動内容等は、第 2 編第 2 章第 20 節「食糧の供給」に準ずる。

第 21 節 給水

地震災害時にはライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度・重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し被災者に給水する。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 21 節「給水」に準ずる。

第 22 節 生活必需品の給与

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 22 節「生活必需品の給与」に準ずる。

第 23 節 医療

震災時の初期の医療活動については、第 2 編第 2 章第 17 節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に、町をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスケア等を行う。具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 23 節「医療」に準ずる。

第 24 節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

震災時には、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される指定避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 24 節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

第 25 節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

震災時には、大量のごみの発生が予想される。また、ライフラインの被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 26 節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

第 26 節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

震災時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、捜索・収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 27 節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」に準ずる。

第 27 節 住宅の供給確保

震災時には、住居の全壊・全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

なお、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から住民の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

住宅の確保・修理については、第 2 編第 2 章第 28 節「住宅の供給確保」に準ずる。

第 28 節 文教対策

震災時には多数の児童生徒が被災し、学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また、学校施設等は、被災者の指定避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 29 節「文教対策」に準ずる。

第 29 節 義援金・義援物資等の取扱い

震災時には県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し必要とする物資の広報等に努める。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 30 節「義援金・義援物資等の取扱い」に準ずる。

社会基盤の応急対策

電力・ガス・水道・通信などのライフライン関係施設や、道路・河川等公共施設及び船舶等の交通施設等は、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、速やかな社会基盤の応急対策を講ずる。

第 30 節 電力施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊・地震火災・津波等により、電柱の倒壊・電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護・復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

具体的な対応内容については、第 2 編第 2 章第 32 節「電力施設の応急対策」に準ずる。

第 31 節 ガス施設の応急対策

震災時に、ガス施設にあっては、地震動や液化化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

具体的な対応内容等については、第 2 編第 2 章第 33 節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

第 32 節 上水道施設の応急対策

震災時には、地震動や液化化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度・優先度を考慮した水道施設の防護・復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対応内容等については、第 2 編第 2 章第 34 節「上水道施設の応急対策」に準ずる。

第 33 節 電気通信施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊・地震火災・津波等により、電柱の倒壊・電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度・優先度を考慮して電気通信施設の防護・復旧を図り、早急に通信を確保する。

具体的な対応内容等については、第 2 編第 2 章第 35 節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第 34 節 道路・河川等公共施設の応急対策

震災時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度・優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第 2 編第 2 章第 36 節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

第3章 地震災害復旧・復興

公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

具体的な対策については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
具体的な対策については、第2編第4章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談・弔慰金等の支給・税の減免・各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

第3節 被災者の生活確保

具体的な対策については、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

第4節 被災者への融資措置

具体的な対策については、第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。